

近年の児童虐待防止対策の経緯

1 平成28年 児童福祉法等の一部改正(2016.5 成立・2017.4 施行等)

全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・子育て世代包括支援センターの全国展開・**市町村及び児童相談所の体制強化**・里親委託の推進等所要の措置を講ずる。

2 平成29年 児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2017.6 成立・2018.4 施行)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

2018.3 目黒区で5歳女児の死亡事案が発生

3 児童虐待防止対策の強化に向けた**緊急総合対策**(2018.7.20 関係閣僚会議決定)

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。

4 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(2018.12.18 関係府省庁連絡会議決定)

緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、**専門職の大幅な増員**等について、2019年度から2022年度までを対象とした新プランが策定された。

2019.1 千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生

5 緊急総合対策の更なる徹底・強化について(2019.2.8 関係閣僚会議決定)

児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。

2019.6 北海道札幌市で2歳女児の死亡事案が発生

6 令和元年 児童福祉法等の一部改正(2019.6 成立・2020.4 施行等)

児童虐待防止対策の強化を図るため、**児童の権利擁護、児童相談所の体制強化**及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。
 附帯決議「三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、**SNS等を活用した相談窓口の開設**を進めること。」